

三次市教育委員会告示第 号

三次市家庭教育支援アドバイザー設置要綱を次のように定める。

平成24年6月4日

三次市教育委員会
委員長 沖 田 稔

三次市家庭教育支援アドバイザー設置要綱

(設置)

第1条 学力，学習習慣及び基本的生活習慣等に課題のある小学校児童及び中学校生徒（以下「児童生徒」という。）に対して，児童生徒の自宅又は在籍校等を訪問し，児童生徒及び保護者に対する学習環境・家庭環境を整えるための支援並びに学校と家庭との連携の支援を行うとともに，学校内における教職員等に対する支援，相談及び児童生徒への支援等を行うため，三次市家庭教育支援アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を置く。

(職務)

第2条 アドバイザーは，次に掲げる職務を行う。

- (1) 学力，学習習慣，基本的生活習慣等に課題のある児童生徒の学習環境・家庭環境を整えるための児童生徒及び保護者への家庭訪問等による支援に関すること。
- (2) 学校内における教職員等に対する支援，相談及び児童生徒への支援に関すること。

- (3) 三次市教育委員会，要保護児童対策地域協議会など関係機関等との連携・調整に関すること。
- (4) 保護者，教職員等に対する支援・相談・情報提供に関すること。
- (5) 教職員等への研修に関すること。
- (6) その他目的を達成するための事業に関すること。

(身分及び委嘱)

第3条 アドバイザーは，社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者若しくは福祉事務所等の勤務経験を有する者から，広島県教育委員会が選考し，三次市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

(任期)

第4条 アドバイザーの任期は，毎年4月1日から翌年の3月31日までの間とする。

2 前項の規定にかかわらず，アドバイザーが次の各号のいずれかに該当すると認められたときは，教育委員会は，任期中においても委嘱を解くことができる。

- (1) 職務の執行を怠ったと認められるとき。
- (2) アドバイザーとして不適当と認められる行為を行ったとき。
- (3) 心身の故障のため，職務の遂行に支障があり，又はこれに堪えないとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか，その職に必要な適格性を欠くとき。
- (5) その他教育委員会が特別な理由があると認められたとき。

(報償費)

第5条 教育委員会は，1時間当たり3，500円の報償費をアドバイザーに支払うものとする。

(秘密の保持)

第6条 アドバイザーは，職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(勤務条件等)

第7条 アドバイザーの勤務時間は，1週当たりおおむね18時間とする。

(研修等)

第8条 アドバイザーは，その専門性を向上させるため，教育委員会が指定する研修会等に参加するものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年6月4日から施行する。